



運輸安全報告書



2018 年度



静鉄観光バス

静鉄ジョイステップバス株式会社

本レポートは…

お客様からより一層信頼され、地域社会の発展に貢献できることを目指して、私たちが「安全・安心・快適」を第一としたサービスを提供するために取り組んでいることを紹介するものであります。

目次

1. 輸送の安全に関する基本的な方針	P. 1
2. 輸送の安全に関する目標および当該目標の達成状況	P. 2
3. 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計	P. 3
4. 輸送の安全に関する組織体制および指揮命令系統	P. 4
5. 輸送の安全に関する重点施策	P. 5～
6. 輸送の安全に関する計画および実績	P. 8～
7. 輸送の安全に関する予算等の実績額	P. 26
8. 各種表彰関係	P. 27
9. 安全管理規程・安全統括管理者	P. 28～
10. 事故、災害に関する報告連絡体制	P. 34
一般貸切自動車運送事業者安全情報報告書	P. 35～

1. 輸送の安全に関する基本的な方針

当社では、輸送の安全確保に関する基本方針を以下のように定め、全社員による安全を最優先とする体制の維持・向上に努めてまいります。

安全輸送方針

静鉄ジョイステップバス株式会社は、
静鉄グループの
「安全・安心・快適のあくなき追求」
という経営理念のもと、
旅客及び車両の安全確認を怠ることなく、
絶えず事故防止活動
を継続することを誓います。

私たちの運転行動は、「**認知**・**判断**・**操作**」であり、
そのミスによって重大な事故を引き起こす可能性を
秘めています。

- 常に正しい「**認知**」をするために社員は、
健康管理を確実にを行います。
- 常に適切な「**判断**」をするために社員は、
交通ルールや社内規則を守ります。
- 常に正確な「**操作**」をするために社員は、
車両を確実に点検し、訓練によって
運転技術を磨きます。

制定日 2016（平成28）年12月15日

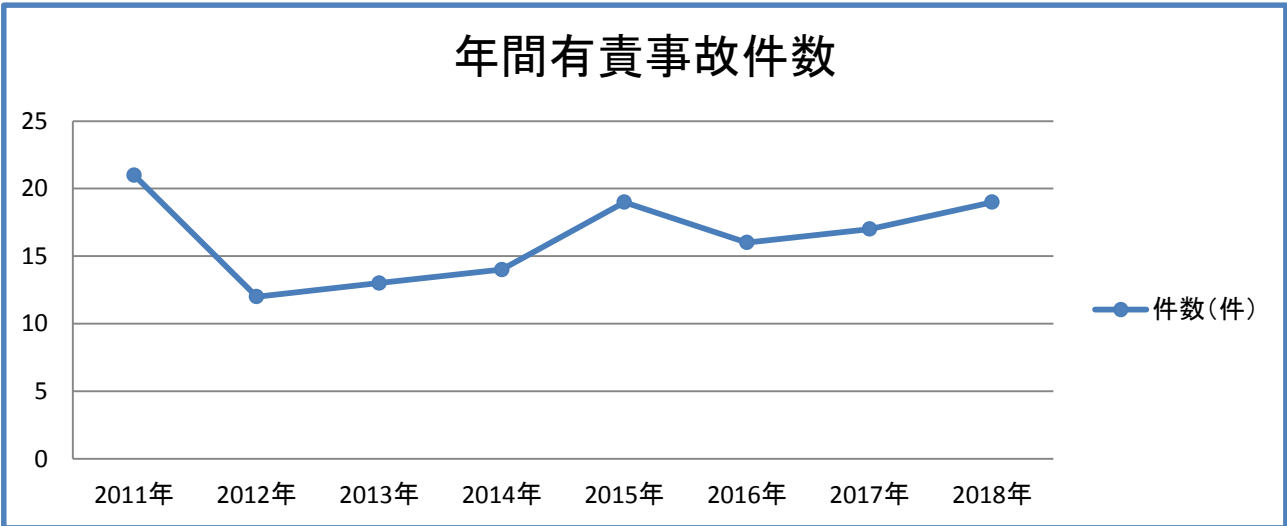
代表取締役社長 八木 善一郎

2. 輸送の安全に関する目標および当該目標の達成状況

目 標		事故件数	達成状況
重大事故件数 (静岡運輸支局報告)	0件	0件	○
人身事故件数	0件	0件	○
年間有責事故件数※	9件以内	19件	×
年間事故防止目標に 起因する事故 (後退時の操作手順5項目の 実施による物損事故の半減)	4件	9件	×

※ 年間有責事故件数

	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年
件数(件)	21	12	13	14	19	16	17	19



3. 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計

2018年4月1日から2019年3月31日までの期間における事故件数は、次のとおりであります。

2018年度	
交通事故	0件
車両故障	0件

【参考】自動車事故報告規則第2条（抜粋）

この省令で「事故」とは、次の各号のいずれかに該当する自動車の事故をいう。

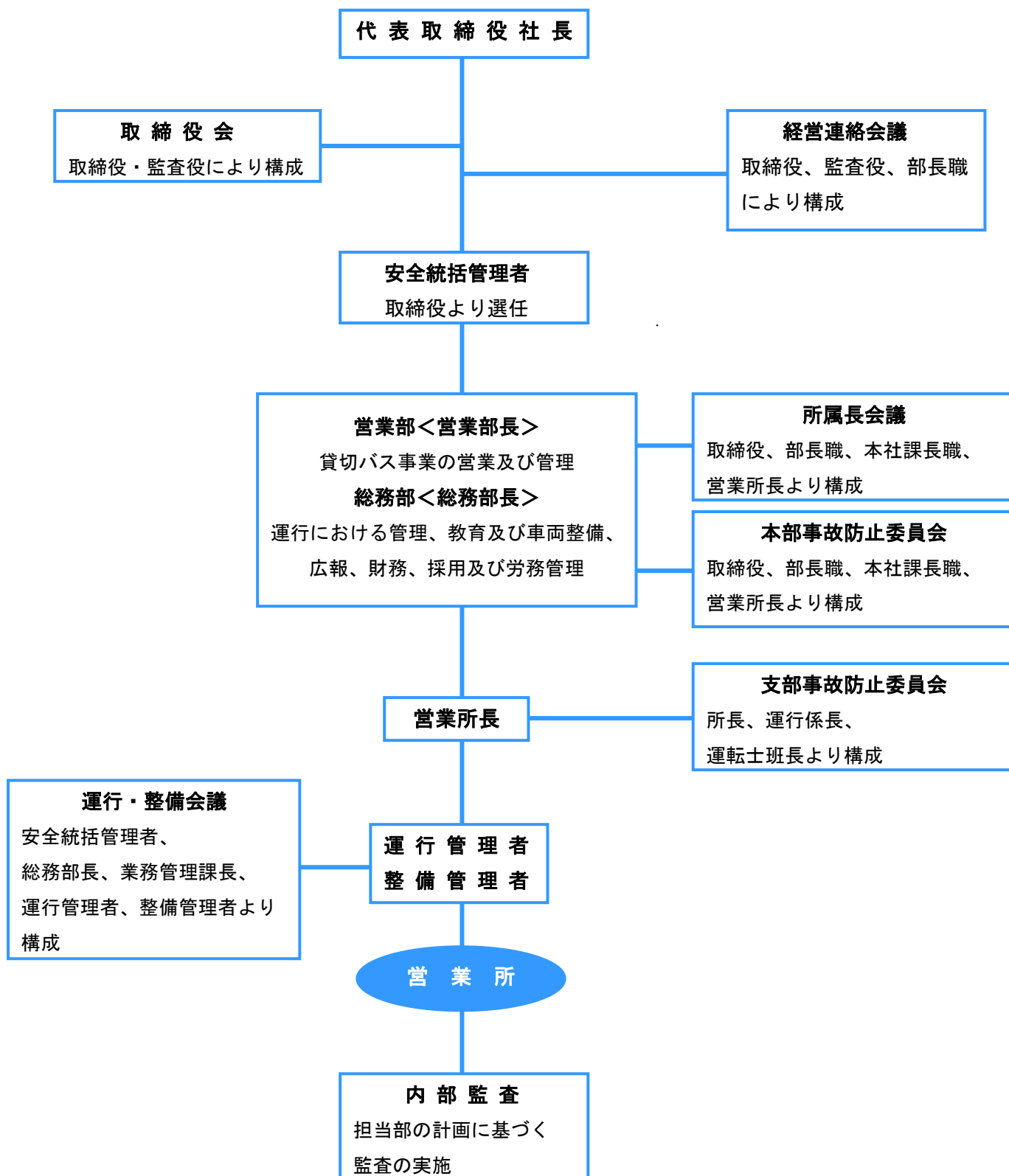
- (1) 自動車が転覆し、転落し、火災を起こし、又は鉄道車両と衝突し、もしくは接触したもの
- (2) 10台以上の自動車の衝突又は接触を生じたもの
- (3) 死者又は重傷者（注1）を生じたもの
- (4) 10人以上の負傷者を生じたもの
- (5) 自動車に積載された次に掲げるものの全部若しくは一部が飛散し、又は漏えいしたもの（危険物・火薬類等）
- (6) 自動車に積載されたコンテナが落下したもの
- (7) 操縦装置又は乗降口の扉を開閉する操作装置の不適切な操作により、旅客に傷害（注2）が生じたもの
- (8) 酒気帯び運転無免許運転、大型自動車等無資格運転を伴うもの
- (9) 運転者の疾病により、事業用自動車の運転を継続することができなくなったもの
- (10) 救護義務違反があったもの
- (11) 自動車の装置の故障により、自動車が運行できなくなったもの
- (12) 車輪の脱落、被牽引自動車の分離を生じたもの（故障によるものに限る。）
- (13) 橋脚、架線その他の鉄道施設を損傷し、3時間以上本線において鉄道車両の運転を休止させたもの
- (14) 高速自動車国道又は自動車専用道路において、3時間以上自動車の通行を禁止させたもの
- (15) 前各号に掲げるもののほか、自動車事故の発生の防止を図るために国土交通大臣が特に必要と認めて報告を指示したもの。

注1：14日以上入院を要する傷害や、入院を要する傷害で治療を要する期間が30日以上のもので等

（自動車損害賠償保障法施行令 第5条第2号又は第3号）

注2：11日以上治療を要する傷害（自動車損害賠償保障法施行令 第5条第4号）

4. 輸送の安全に関する組織体制および指揮命令系統



5. 輸送の安全に関する重点施策

輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、重点施策を定めて実施してまいりました。

年間事故防止目標

後退時の操作手順5項目の実施による物損事故の半減

- ①一時停止しハザードを点灯後、一呼吸おいて駐車スペース全体の確認
- ②窓を開け、顔を出して目視確認を行う
- ③狭小地等で安全が確認できない場合は下車確認する
- ④出来る限り真っ直ぐな状態でバックする
- ⑤完全に停車する前2mの位置で一時停止し再度の確認を行ってから時速5km程度でバックを行い完全停車する。

年間事故防止施策

1. 安全行動の確実な実施

- 指差呼称の徹底（「左・前よし、右よし、車内よし、発車」）
- 後退時の操作手順5項目の実施状況の確認（年間4回の監査実施）
- 点呼時の後退時の操作手順5項目の昭和

2. 情報の共有

- ドライブレコーダー画像の分析結果の掲示（事故掲示板への掲載）
- ハザードマップの作成
- 事故情報の開示の徹底

3. 営業所単位での事故防止体制の構築

- 営業所別事故防止目標の策定
 - 静岡営業所：有責事故5件以内
 - 焼津営業所：有責事故2件以内
 - 掛川営業所：有責事故2件以内
- 班別、班長会議の確実な実施

年間基本重大事故撲滅5項目の徹底

1. 発車の操作

- ① 指差確認呼称「左・前よし、右よし、車内よし発車」を行う。

2. 交差点の操作

- ① 黄色信号の進入は絶対厳禁とする。
(歩行者用信号点滅時は速度を緩め、停止の準備をする)
- ② 右折時には、交差点中心で必ずアクセルペダルから足を離し、ブレーキペダルに足を置き一旦停車した後、徐行して進行する。(矢印信号は除く)
- ③ 左折時には、ハンドルを切る手前で必ずアクセルペダルから足を離し、ブレーキペダルに足を置き一旦停止した後、徐行して進行する。(矢印信号は除く)

3. 横断歩道の操作

- ① 歩道の手前では、歩行者の有無を「歩道よし」と呼称する。
- ② 歩道に進入する前には、必ずアクセルペダルから足を離しブレーキペダルに足を置く。

4. 車間距離の操作

- ① 走行中は、速度に応じた追従距離を確保。(運行管理規定参照)
- ② 停車中は、前車のナンバープレートが確認できる車間距離2メートル以上を確保する。

5. 危険を予知した時の操作

すぐに停止できる速度で徐行を行う。または一旦停止する。

※ 危険を予知した時とは、「子どもの飛び出し」や「自転車・二輪車・バイクの飛び出し」等の予知された時であって、予め場所は指定しない。但し、過去の発生場所は実施。

防衛三原則の徹底

1. 調節

運転は常に道路、交通、天候の状況に応じた安全速度に調節し、みずからの責任事故を起こさない。

2. 集中

進路付近の通行人、車両等に対しては、絶えず注意力を結集して他人の事故に巻き込まれない。

3. 謙譲

安全のためには、相手の不法、不当行為にはみずからの権利を、思いやりの気持ちをもって譲り合いの精神で進んで避譲する。

月間事故防止目標

時 期	目 標	達成状況
4月	子どもと高齢者に対する事故撲滅 新入学園児・児童及び高齢者は予想より動きが変わるためよく確認・注意	○
5月	出発時の車両周回確認の徹底 出発時に車両を一周しての確認の徹底	○
6月	梅雨期・降雨時の事故撲滅 視界が悪くなるため早めの点灯 路面が滑りやすくなるため速度を落とし、十分な車間距離の確保	○
7月	業務用無線の活用による運行ミスの撲滅 複数仕業の場合、次仕業時に入る前に、無線の届く範囲で配車・出発時間の確認	○
8月	車寄せ、ホテル入口の物損事故撲滅 下車目視による確認の徹底	○
9月	交差点、横断歩道における事故撲滅 右折時は交差点中央にて一時停止後最徐行で進行する 左折時はハンドルを切る手前で一時停止後、最徐行で進行する	○
10月	渋滞、混雑時の防衛運転 防衛三原則の徹底	○
11月	夕暮れ時早めのライト点灯 16時からヘッドライト点灯の徹底 夜間は速度を落とし先行車や対向車がない場合はハイビームを活用	○
12月	アルコール異常値ゼロ 忘新年会の際のアルコール分解時間の確認 飲酒外でのうっかりミスの防止	○
1月	雪道走行・凍結箇所の事故防止 出発前の確実な点検（チェーン積み込み確認） スタッドレスタイヤを過信せず、早めのチェーン装着を行う	○
2月	道路状況の早期確認 渋滞、山間部降雪時等による道路状況変化の早期確認に努める	○
3月	健康に起因する事故の撲滅 風邪等に注意し、常に健康状態を保てるよう体調管理に努める	○

6. 輸送の安全に関する計画および実績

重点施策に対応して、輸送の安全を確保するために策定した必要な計画とその実施状況については、次のとおりであります。

1. 経営トップによる職場巡視

当社の代表取締役社長が、静岡営業所、焼津営業所、掛川営業所の3営業所において、双方コミュニケーション・意見交換を目的とし、職場巡視を行いました。

実施日	2018年4月26日(木)、2018年10月15日(月)、 2019年3月6日(水)・7日(木) ほか随時
場 所	本社、静岡営業所、焼津営業所、掛川営業所
参加者	井柳所長、杉山所長、大畑所長、各営業所運行管理者、増田担当部長



静岡営業所



焼津営業所



掛川営業所

2. 安全統括管理者による職場巡視

当社安全統括管理者が各営業所へ出向き、所属長及び運行管理者に各営業所への事故防止対策を指導するとともに法改正等の重要な事項を伝達しました。

また、「自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル」13項目に沿った教育の進捗状況の確認・指導を実施しました。

実施日	2018年6月28日(木)、10月5日(金)、 2019年1月7日(月)・8日(火)、3月25日(月)
場 所	静岡営業所、焼津営業所、掛川営業所
参加者	井柳所長、杉山所長、大畑所長、 各営業所運行管理者、増田担当部長

3. 定例会議での事故防止関係

1. 所属長会議

参加者	社長、安全統括管理者、本社管理職、営業所長
実施日	4月27日 5月23日 6月25日 7月24日 8月28日 9月27日 10月23日 11月30日 12月25日 1月28日 2月27日 3月28日

2. 本部事故防止委員会

参加者	社長、安全統括管理者、本社管理職、営業所長、運転士代表者
実施日	4月 7日 5月10日 6月 8日 7月 9日 8月 9日 9月11日 10月12日 11月13日 12月 7日 1月17日 2月 8日 3月 8日



本部事故防止委員会の<目的>

- 議論を通じ、自動車運送事業者（バス事業者）の使命は輸送の安全確保が絶対的な条件であり、社会的な責務であることを認識させること
- 更なる安全管理体制の向上や安全風土を構築させるための、再発事故防止に必要な見直し・改善を行うこと

本部事故防止委員会

本年度からヒヤリハットおよび危険運転事例について、各営業所長よりドライブレコーダーを活用した報告を受け、経営トップ・安全統括管理者をはじめとする管理職より助言・指導等を受ける体制とし情報共有を図りました。

3. 支部事故防止委員会

	静岡営業所	焼津営業所	掛川営業所
参加者	所長・運行係長・運転士		
実施日	5月28日	5月20日	6月28日
	6月26日	10月2日	7月20日
	11月5日	10月4日	8月6日
	12月12日	2月4日	12月18日 12月20日
別途 班別会議	1回	1回	1回

4. 全運転士への個人面接指導

営業所長による個人面接

	静岡営業所	焼津営業所	掛川営業所
適性診断受診後の指導	23名	11名	11名
定期健康診断の結果に基づく指導	17名	12名	12名

5. 輸送の安全に関する内部監査結果およびそれを踏まえた措置内容

運輸安全マネジメントに関する内部監査

経営トップと安全統括管理者に、運輸安全マネジメント14項目に沿ったインタビューを行いました。

実施日	2019年 1月23日(水)
代表者	代表取締役社長 八木善一郎
安全統括管理者	常務取締役 池田 博久
内部監査リーダー	総務部長 武田 真一
内部監査員	営業部営業管理課長 中村 公彦 総務部総務課 井澤 展子 総務部業務管理課 天野 恵
評価すべき事項	①ISO39001の取組み実施によるさらなる安全管理体制の構築 ②ドライブレコーダーの活用による詳細な情報把握、乗務員教育の充実 ③各種会議の実施により情報共有を図ることでの個人意識の向上 ④外部組織と連携したより実践的な重大事故想定訓練の実施 ⑤健康管理や改正された法令の内容を取り入れた安全教育の実施
期待すべき事項	①事故防止目標の1つである「後退時の操作手順5項目」の従業員認識度向上と確実な実施 ②ヒヤリハット情報の提出しやすい体制づくり ③講習会やセミナー等参加による内部監査員の知識向上と増員

ISO39001に関する内部監査

上記の運輸安全マネジメントに関する内部監査と組み合わせる形で、ISO39001において設定した道路交通安全マネジメントマニュアルへの適合性について監査を行いました。

	実施日	
	2019年 1月23日(水)	2018年 1月23日(水)
場 所	静岡営業所	本社(総務部・営業部)
対 象 者	静岡営業所長	総務部長、営業部長
内部監査リーダー	総務部長	営業部営業管理課長
内部監査員	営業部営業管理課長、総務部総務課員	総務部総務課員
監査内容	RTS目標及びRTS詳細目標に対する取組状況と有効性について	RTS目標及びRTS詳細目標に対する取組状況と有効性について
監査結果	<ul style="list-style-type: none"> ●営業所内にはRTS目標・詳細目標一覧表、進捗管理表及びRTS実行計画書兼実行報告書等が適切に掲示され、点呼場、整備工場及び駐車場の管理も旅客自動車運輸規則に則った運用がされていた。 ●営業所長による個人面接がRTS詳細目標に従って実施され、ドライブレコーダーの映像を有効に活用して原因究明に取り組んでいた。 	<ul style="list-style-type: none"> ●社員及び管理職の安全への意識向上と今後取り組むべき事項が明確になっていることが確認できた。本年度より、本部事故防止委員会内でISO推進委員会を立ち上げ、本社及び静岡営業所のみならず、今後ISO39001の認証を取得予定の焼津営業所及び掛川営業所の所長とも積極的に情報共有を行っている。 ●物損事故の件数については、軽微な事故が多く14件(12月末現在)となっており、RTS詳細目標に設定している後退時の操作手順5項目の改善が必要である。後退時の操作手順5項目については、3ヶ月に一度実施している全体班長会議にて乗務員班長の意見を取り入れつつ内容の変更が検討されていた。また、今後もドライブレコーダーを使用した指導教育等、継続的な取組を行っていく必要がある。 ●2018年度の事故防止目標である「後退時の操作手順5項目の実施」に対し確実に取り組むことを期待する。

内部監査（今年度該当事項があった監査）

		実施日	
		2018年 7月10日（火） 7月20日（金） 7月31日（火）	2018年 8月30日（木） 9月 3日（月） 9月 6日（木）
場 所	3営業所	3営業所	
対 象 者	営業所長3名	営業所長3名	
監 査 員	総務部業務管理課長、業務管理課員	総務部業務管理課長、業務管理課員	
監査項目	<p>各種法定書類の保存状況の確認</p> <p>①苦情の記録</p> <p>②運送引受書の写し</p> <p>③損害賠償措置を講じていることを証する書類</p> <p>④点呼の記録</p> <p>⑤乗務記録</p> <p>⑥運行記録計による記録</p> <p>⑦事故の記録</p> <p>⑧運行指示書</p> <p>⑨乗務員台帳</p> <p>⑩指導監督の記録、 適性診断実施の記録</p> <p>⑪点検整備記録</p> <p>⑫労働基準法第36条の協定書</p> <p>⑬労働基準法第89条の就業規則</p> <p>⑭労働者名簿</p> <p>⑮健康診断結果の記録</p>	<p>上期内部監査において改善実施された事項について</p>	
措置内容	<p>●印鑑の押印漏れについて指摘</p> <p>●時間等の記載について誤記入を指摘</p>	<p>●書類上の押印箇所及び記入箇所の確認を実施</p> <p style="text-align: right;">（2018年9月30日 是正完了）</p>	

出先監査

実施期間	2018年 4月27日(金) 11月19日(月)
実施場所	駐車場 高速道路(SA・PA等)
対象者	運転士、ツアーガイド
監査項目	身だしなみ (制服・制帽・胸札・車内名札・靴・靴下) ミーティング態度、喫煙マナー 私語、出発時の挨拶 お客様に対する態度・言葉遣い、 歯止め、タイヤ点検、トランクの施錠 指差確認、業務用無線の活用 等
指導項目	歯止めの設置 トランクの施錠 上記2点を該当者に直接指導



高速道路SAでの出先監査

6. 地震発生時の緊急避難訓練・情報伝達訓練の実施

実施日

2018年 9月 3日 (月)

実施部所 (本社・静岡営業所・焼津営業所・掛川営業所)

訓練想定

9月3日午前8時00頃、駿河湾を震源地とするマグニチュード8の大規模な地震が発生、静鉄ジョイステップバス営業エリア全域で震度6弱となり、甚大な被害が発生するとともに、沿岸地域において大津波による被害も発生した。

訓練項目

- ① 緊急地震速報受信後、各営業所へ伝達
- ② 本部要員召集訓練及び支部要員召集訓練
(本部・支部とも係員以外にも連絡網にて連絡をする)
- ③ 地震発生直後における災害応急対策の実施 (対策本部・対策支部の設置)
- ④ 運行車両との情報伝達訓練
- ⑤ 各支部内の防災設備の点検整備
- ⑥ 各支部従業員の一時的避難訓練
- ⑦ 地震災害時に備えた非常持ち出し品の点検及び確認
- ⑧ 本部・支部情報伝達訓練 (被害情報の正確かつ迅速な収集・共有化)
- ⑨ 安否確認システムによる設問応答訓練



避難訓練



発煙筒訓練

7. 重大事故想定対策訓練

実施日

2018年 11月 28日 (水)

NEXCO中日本と共同で実施

新規
取り組み
事項

訓練想定

東名高速道路日本坂トンネル内にて前方で乗用車の衝突事故が発生し停車している。

訓練項目

- ①トンネル内で火災が発生し通行止めになった場合の非常口の確認及び非難
- ②トンネル内にて非常栓を使用した放水訓練

課題

当訓練については、一部の乗務員のみでの参加であったため、次年度は全乗務員を対象とした社内訓練(高速道路上における緊急時対応訓練)を実施する。



トンネル内での訓練



放水訓練

8. 雪上訓練

実施日	2019年 1月 15日（火）～10日（水）
訓練地	志賀高原
参加者	16名（乗務員、整備士、業務管理課長）
内容	道路状況の把握、チェーン着脱訓練、積雪及び凍結道路の走行訓練、登坂・降坂路の走行訓練、寒冷地における車両の取り扱い、スキー場の位置・施設などの確認（実技・座学）
課題/改善項目	想定よりも積雪量が少なく、効果的な訓練ができなかった。 次年度以降、実施時期の見直しを行う。



チェーン着脱訓練

9. 旅客交通安全研修の実施

日 程	2018年 4月 2日(月)～3日(火) 9月24日(月)～9月26日(水)の2班で実施
場 所	茨城県ひたちなか市 自動車安全運転センター
参 加 者	2018年 4月 5名(運転士、運行管理者) 9月 4名(運転士)※社長引率
内 容	運転適性検査(CRT)、交通心理学、車両の特性、 日常点検、基本走行、ブレーキング、スキッド走行、課題走行、 高速周回路走行、信号回避、夜間研修を実施
対 応	参加者の人選を本部事故防止委員会で決定し、研修の有効性向上を図る。 (継続)



旅客交通安全研修

10. 従業員全体講習会

実施日	2018年 4月 4日(水)、 4月 6日(金) 2018年12月18日(火)、12月20日(木)
場 所	男女共同参画センターあざれあ、かわはら会館、 静岡市産学交流センター(ペガサート)
対象者	乗務員を含む全従業員
指導員	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社 花島講師
内 容	<p>【4月】 事業用自動車の運転者の健康管理のポイント ドライブレコーダーを活用した安全教育 事故予防のための安全週間 直近の交通安全トピック</p> <p>【12月】 バス事業を取り巻く環境の変化・関係法令 事故予防のための安全週間 運転士にとって「健康」とは メンタルヘルス アンガーマネジメント</p>
対 応	<ul style="list-style-type: none"> ●不参加者に対しては資料及び映像について後日各営業所で個別教育を実施した。 ●ドライブレコーダーを活用した講習においては、自社のヒヤリハット情報を活用することによって、より共有化が図れたため、次年度以降も継続していく。



4月講習会



12月講習会

11. 2019年度入社予定ツアーガイドへの安全運行講習

ツアーガイド業務以外においても、保安要員としての知識や技術を習得させるために実施しております。

実施日	2019年3月22日（金）
場 所	本社3階第2会議室、駐車場
参加者	2019年度入社予定ツアーガイド6名
指導員	総務部業務管理課 鈴木
講習内容	貸切バス事業者安全性評価認定制度 シートベルト装着案内 大型バスの動き（死角・内輪差・外輪差） 車両誘導時の事故事例 緊急時の動き （非常ドア開閉・消火器・発煙筒・三角板・赤旗） 等

12. 高齢（シニア）運転士への特別指導

65歳に到達した運転士は適齢診断を受診し、その後は3年に1度の頻度での受診が法令で定められておりますが、当社では2年に1度の受診を行っております。

実施日	2018年8月27日（月）、2019年2月12日（火）
場 所	本社第2会議室
対象者	65才以上の運転士
指導員	総務部業務管理課 鈴木
講習内容	自社の事故統計について 運転行動の3要素（認知・判断・操作）について 動体視カトレーニング ドライブレコーダー映像による指導 交通事故の過失割合について 危険予知トレーニング 改善基準告示について

13. 救命救急講習会

1名でも多くの従業員が人命救助を行う為、継続的に静岡市消防局より救命救急に関する指導を受けております。

実施日	2019年1月21日(月)・28日(月)
場所	かわはら会館
参加者	58名(本社従業員12名・運転士33名・ツアーガイド13名)
指導員	静岡市消防局 救命救急指導員
講習項目	心肺蘇生法、異物除去法、止血法 自動体外式除細動器(AED)の使用



救命救急講習会

14. ホイールパークブレーキ講習

運転士の体調不良による操作不能等の状況を想定し、緊急時における車両停止措置の一環として、ホイールパークブレーキ講習を行いました。

実施日	2019年1月21日（月）・28日（月）
場所	焼津営業所
参加者	64名（本社従業員11名・運転士38名・ツアーガイド15名）
指導員	整備課長
講習項目	30km/hにて走行し、ホイールパークブレーキを作動させ停車する 40km/hにて走行し、ホイールパークブレーキを作動させ停車する 30km/hにて走行し、急ブレーキを踏んだ時の衝撃を体験する



ホイールパークブレーキ教習

15. 社内飲酒運転防止の取り組み

①社長による従業員への呼びかけ

4月及び12月に実施した従業員全体講習会において、代表取締役社長より従業員に対し、飲酒運転防止を呼びかけました。

②社長による従業員の家族への呼びかけ

アルコール習慣の削減には家族の協力が不可欠と判断し、代表取締役社長が6月及び11月の給与袋にご家族宛の手紙を同封しました。手紙の内容においては、ご家族に対し、アルコール習慣の削減のため、ご理解・ご協力をお願い致しました。

③アンケート調査と結果の発表による啓蒙

4月及び12月に従業員に対して飲酒習慣に関するアンケートを行い、結果を各所属長・全従業員に共有することで、飲酒習慣への意識向上を図っております。

16. 運輸安全マネジメントに関する各種セミナーへの参加

- | | | |
|---|--------------------------|-------|
| ● 運輸安全マネジメント | ガイドラインセミナー | 4名受講 |
| (2018年 6月20日) | 国土交通省主催 | 1名受講) |
| (2018年 9月 6日) | NASVA主催 | 2名受講) |
| (2018年12月17日) | NASVA主催 | 1名受講) |
| ● 運輸安全マネジメント | 内部監査セミナー | 1名受講 |
| (2018年 8月23日) | 国土交通省主催) | |
| ● 運輸安全マネジメント | リスク管理セミナー | 3名受講 |
| (2018年 7月10日) | 国土交通省主催 | 1名受講) |
| (2019年 2月 6日) | NASVA主催 | 2名受講) |
| ● 運輸事業の安全に関するシンポジウム2018 | | 1名受講 |
| (2018年10月 2日) | 国土交通省主催) | |
| ● 第13回NASVA安全マネジメントセミナー | | 1名受講 |
| (2018年10月16日) | NASVA主催) | |
| ● 中部運輸局自動車事故防止セミナー2018 | | 1名受講 |
| (2019年 1月24日) | 中部運輸局主催) | |
| ● プロドライバーの健康管理・労務管理の向上による
事故防止に関するセミナー | | 1名受講 |
| (2019年 2月 6日) | 東京海上日動リスクコンサルティング株式会社主催) | |

17. ISO39001における取り組み

静岡営業所において、一般財団法人日本品質保証機構（JQA）による審査のもと、2018年6月にISO39001を取得しました。また、2019年3月に定期審査により継続となりました。今後、焼津営業所及び掛川営業所においても認証を取得するべく取り組んでおります。

ISO39001とは

交通事故の死者や重大な負傷者を減らすことを目的に、道路交通安全のために様々な組織が取り組むべきマネジメントシステムの要求事項を定めています。

その中で交通事故への対策として以下の年間目標を設定し取り組みました。

2018年度RTS目標（静岡営業所）

目 標	件 数	達成状況
交通事故による死亡、 重大な負傷者の撲滅	0件	○
物損事故の削減	10件	×
健康起因事故の撲滅	0件	○

2018年度RTS詳細目標（静岡営業所）

目 標	実 施 事 項	件 数	達成状況	
故障車両の削減	日常点検時に整備員 による監査を実施	70件 以上	81件	○
危険運転者の削減	危険運転者に対する 指導を実施	36件 以上	21件	×
改善基準告示違反の削減	基準を超えた場合に は確認指導を実施	10件 以下	14件	×
後退時物損事故の削減	後退時5項目に基づいた 実施状況の確認 (車庫内での個別確認、 ドラレコでの確認)	70件 以上	76件	○
健康検診時の要注意者の 管理	注意者との個人面談 の実施	30回 以上	85回	○



ISO 39001 認証取得



継続審査

7. 輸送の安全に関する予算等の実績額

2018年度の輸送の安全に関する予算等の主な実績額は、次のとおりであります。

(単位：円 税抜)

対 象	主 な 項 目	金 額
3 営業所	新車バス購入 (4 両)	117,720,000
3 営業所	ドライブレコーダー増設 (27 両)	1,883,520
3 営業所	定期健康診断	1,738,399
3 営業所	特定業務健診 (深夜業)	956,654
全体	全体講習会、管理職研修会	1,533,600
3 営業所	運転技術研修参加費 (10 名)	580,600
3 営業所	SAS簡易検査 (48 名)	259,200
3 営業所	運転士無事故報奨金	1,818,000
全体	運転記録証明 (148 名)	93,240
3 営業所	営業所無事故報奨金	60,000
全体	ストレスチェック	468,612
3 営業所	業務用無線 (基地2、車載18)	2,739,852
3 営業所	脳ドック (14 名)	378,000
本社 静岡営業所	ISO39001 継続審査料	59,400
合 計		130,289,077

8. 各種表彰関係

- 平成30年度静岡県高速道路交通安全協議会 隊長・会長連名表彰 3名受賞
- 平成30年度静岡県高速道路交通安全協議会 会長表彰 1名受賞
- 平成30年度静岡県高速道路交通安全協議会中部支部 支部長表彰 2名受賞
- 平成30年度日本バス協会 会長表彰 2名受賞
- 平成30年度静岡県バス協会 会長表彰 1名受賞
- 平成30年度中部運輸局 局長表彰 1名受賞
- 第55回静岡県自動車連合会安全運転コンクール
(第61回静岡県下バス事業安全運転コンクール)
一般社団法人静岡県バス協会 会長表彰 2営業所受賞
- 掛川危険物安全協会 会長表彰 1営業所受賞



平成30年度優良バス運転者表彰伝達式



第55回静岡県自動車連合会安全運転コンクール

9. 安全管理規程・安全統括管理者

1. 安全管理規程

安全管理規程

2013（平 25）年 10 月 1 日制定

2017（平 29）年 5 月 12 日改訂

目次

第 1 章 総則

第 2 章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

第 3 章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

第 4 章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

第 1 章 総 則

（目 的）

第 1 条 この規程（以下「本規程」という。）は、道路運送法（以下「法」という。）第 22 条の 2 第 2 項及び旅客自動車事業運輸規則第 47 条の 4 の規定に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

（適用範囲）

第 2 条 本規程は、当社の一般貸切旅客自動車運送事業に係る業務活動に適用する。

第 2 章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

（輸送の安全に関する基本的な方針）

第 3 条

1. 社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという認識を徹底させる。
2. 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善（Plan Do Check Action）を確実に実施し、安全対策を不断に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努める。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。
3. 輸送の安全に関する基本的な方針を、安全輸送方針として定め社員、外部に対して公表するものとする。

(安全輸送方針)

静鉄ジョイステップバス株式会社は、静鉄グループの「安心、安全、快適のあくなき追求」という経営理念のもと、旅客及び車両の安全確認を怠ることなく、絶えず事故防止活動を継続することを誓います。

私たちの運転行動は「認知・判断・操作」であり、そのミスによって重大な事故を引き起こす可能性を秘めています。

常に正しい認知をするために社員は健康管理を確実にを行います。

常に正しい判断をするために社員は、交通ルールや社内規則を守ります。

常に正確な操作をするために社員は、車両を確実に点検し、訓練によって運転技術を磨きます。

(輸送の安全に関する重点施策)

第4条 前条の安全に関する方針に基づき、次に掲げる事項を実施する。

- (1) 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び本規程に定められた事項を遵守すること。
- (2) 輸送の安全に関する費用支出および投資を積極的かつ効率的に行うよう努めること。
- (3) 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置または予防措置を講じること。
- (4) 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有すること。
- (5) 輸送の安全に関する教育および訓練・研修に関する具体的な計画を策定し、これを的確に実施すること。

(輸送の安全に関する目標)

第5条 第3条に掲げる方針に基づき、次に定める目標を策定する。

- (1) 会社全体の年間目標
- (2) 会社全体の月間目標

(輸送の安全に関する計画)

第6条 前条に掲げる目標を達成し、輸送の安全に関する重点施策に応じて、輸送の安全を確保するために必要な計画を策定する。

第3章 輸送の安全を確保するための事業の実施およびその管理の体制

(社長等の責務)

第7条

1. 社長は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有する。
2. 社長はじめ取締役は、輸送の安全の確保に関し、予算の確保、体制の構築等必要な措置

を講じる。

3. 社長はじめ取締役は、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者の意見を尊重する。
4. 社長はじめ取締役は、輸送の安全確保をするための業務の実施および管理の状況が適切かどうかを常に確認し、必要な改善を行う。

(社内組織)

第8条

1. 社長は、次に掲げる者を選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築し、輸送の安全を確保するための企業統治を的確に行う。
 - (1) 安全統括管理者
 - (2) 運行管理者
 - (3) 整備管理者
 - (4) その他必要な責任者
2. 営業部長「貸切バス事業の営業および管理担当」、総務部長「広報、財務、人事、労務管理、運行における管理、教育および車両整備担当」(以下「以下担当部長」という)は、安全統括管理者の命を受け、輸送の安全の確保に関し、営業所長を統括し、指導監督を行う。
3. 営業所長は、担当部長の命を受け、輸送の安全確保に関し、営業所を統括し、指導監督を行う。
4. 輸送の安全に関する組織体制および指揮命令系統については、別に定める組織図による。なお、安全統括管理者が病気等を理由に本社に不在である場合や重大事故、災害等に対応する場合における指揮命令系統については、他の取締役が代行する。

(安全統括管理者の選任および解任)

第9条

1. 取締役のうち、旅客自動車運送事業運輸規則第47条の5に規定する要件を満たす者の中から安全統括管理者を選任する。
2. 安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することになったときは、当該管理者を解任する。
 - (1) 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。
 - (2) 身体の故障その他やむを得ない事由により職務を引続き行うことが困難になったとき。
 - (3) 関係法令等の違反または輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠る等により、安全統括管理者がその職務を引続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(安全統括管理者の責務)

第10条 安全統括管理者は、次に掲げる責務を有する。

- (1) 全社員に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全確保が最も重要であるという意識を徹底すること。
- (2) 輸送の安全の確保に関し、その実施および管理の体制を確立、維持すること。
- (3) 第三条の輸送の安全に関する方針、第四条の輸送の安全に関する重点施策、第五条の輸送の安全に関する目標および第六条の輸送の安全に関する計画を誠実に実施すること
- (4) 輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、社員に対し周知を図ること。
- (5) 輸送の安全の確保の状況について、定期的に、かつ必要に応じて、随時、内部監査を行い、社長はじめ取締役等に報告すること。
- (6) 社長はじめ取締役等に対し、輸送の安全の確保に関し、必要な改善に関する意見を述べる等必要な改善の措置を講じること。
- (7) 運行管理が適正に行われるよう、運行管理者を統括管理すること。
- (8) 整備管理が適正に行われるよう、整備管理者を統括管理すること。
- (9) 輸送の安全を確保するため、社員に対して必要な教育または研修を行うこと。
- (10) その他の輸送の安全の確保に関する統括管理を行うこと。

第4章 輸送の安全を確保するための事業の実施およびその管理の方法

(輸送の安全に関する重点施策の実施)

第11条 第三条の輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、輸送の安全に関する目標を達成すべく、第六条の輸送の安全に関する計画に従い、第四条の輸送の安全に関する重点施策を着実に実施する。

(輸送の安全に関する情報の共有および伝達)

第12条 社長はじめ取締役と現場や運行管理者と運転者等との双方向の意思疎通を十分に行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に社内において伝達され、共有されるように努める。また、安全性を損なうような事態を発見した場合には、看過したり、隠蔽したりせず、直ちに関係者に伝え、適切な対処策を講じる。

(事故、災害等に関する報告連絡体制)

第13条

1. 事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡体制は、別紙「緊急体制連絡網」により行う。
2. 事故、災害等に関する報告が、安全統括管理者、社長はじめ取締役または社内の必要な部所に速やかに伝達されるように努める。
3. 安全統括管理者は、社内において報告連絡体制の周知を図るとともに、第一項の報

告連絡体制が十分に機能し、事故、災害等が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な指示等を行う。

4. 自動車事故報告規則（昭和二十六年運輸省令第百四号）に定める事故、災害等があった場合は、報告規則の規定に基づき、国土交通大臣へ必要な報告または届出を行う。

（輸送の安全に関する教育および研修）

第 14 条 第五条の輸送の安全に関する目標を達成するため、必要となる人材育成のための教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、着実に実施する。

（輸送の安全に関する内部監査）

第 15 条

1. 安全統括管理者は、自らまたは安全統括管理者が指名する者を実施責任者として、安全マネジメントの実施状況等を点検するため、少なくとも一年に一回以上、適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部監査を実施する。
また、重大な事故、災害等が発生した場合または同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合その他特に必要と認められる場合には、緊急に輸送の安全に関する内部監査を実施する。
2. 安全統括管理者は、前項の内部監査が終了した場合はその結果を、改善すべき事項が認められた場合はその内容を、速やかに、社長はじめ取締役等に報告するとともに、輸送の安全の確保のために必要な方策を検討し、必要に応じ、当面必要となる緊急の是正措置または予防措置を講じる。

（輸送の安全に関する業務の改善）

第 16 条

1. 安全統括管理者から事故、災害等に関する報告または前条の内部監査の結果や改善すべき事項の報告があった場合若しくは輸送の安全の確保のために必要と認める場合には、輸送の安全の確保のために必要な改善に関する方策を検討し、是正措置または予防措置を講じる。
2. 悪質な法令違反等により重大事故を起こした場合は、安全対策全般または必要な事項において現在より更に高度の安全の確保のための措置を講じる。

（情報の公開）

第 17 条

1. 輸送の安全に関する項目を次のとおり、毎事業年度の経過後 100 日以内に外部に対し公表すると共に国土交通大臣に対して報告するものとする。
 - ① 輸送の安全に関する基本的な方針
 - ② 輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況
 - ③ 自動車報告規則第 2 条に規定する事故に関する統計

(総件数および類型別の事故件数)

- ④ 輸送の安全に関する組織体制および指揮命令系統
 - ⑤ 輸送の安全に関する重点施策
 - ⑥ 輸送の安全に関する計画
 - ⑦ 輸送の安全に関する予算等の実績額
 - ⑧ 事故、災害等に関する報告連絡体制
 - ⑨ 安全統括管理者、安全管理規程
 - ⑩ 輸送の安全に関する教育および研修の計画
 - ⑪ 輸送の安全に関する内部監査結果および、それを踏まえた措置内容
 - ⑫ 事業用自動車の運転者、運行管理者、整備管理者に関わる情報
 - ⑬ 事業用自動車に関わる情報
2. 事故発生後における再発防止策等、行政処分後に輸送の安全の確保のために講じた改善状況について国土交通省に報告した場合には、速やかに外部に対し公表する。

(輸送の安全に関する記録の管理等)

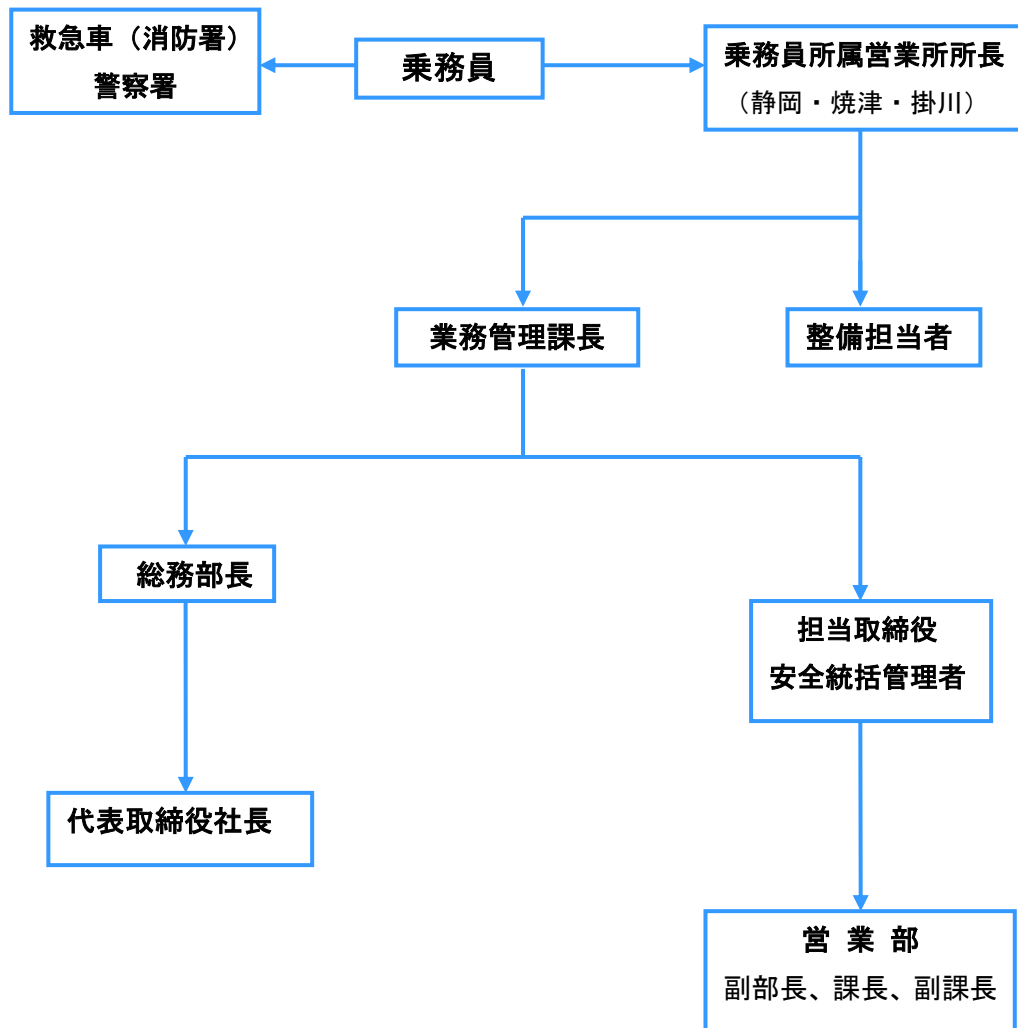
第18条

1. 本規程は、業務の実態に応じ、定期的に及び適時適切に見直しを行う。
2. 輸送の安全に関する事業運営上の方針の作成に当たっての会議の議事録、報告連絡体制、事故、災害等の報告、安全統括管理者の指示、内部監査の結果、社長はじめ取締役が報告した是正措置または予防措置を記録し、これを適切に保存する。
3. 前項に掲げる情報その他の輸送の安全に関する情報に関する記録の保存期間は5年間とする。

2. 安全統括管理者

道路運送法第22条の2第4項の規定により、2013年10月1日に**当社常務取締役**を安全統括管理者として選任しております。安全統括管理者は、旅客自動車運送事業運輸規則47条の5に規定する要件を満たしております。

10. 事故、災害等に関する報告連絡体制



一般貸切自動車運送業者安全情報

報告年度	2018年度（平成30年度）
事業者名	静鉄ジョイステップバス株式会社
代表者	代表取締役社長 八木 善一郎
許可年度	1991年度（平成3年度）
許可条件	一般貸切旅客自動車運送事業
主たる事業所住所	静岡県静岡市駿河区下川原南2番30号
報告担当者	安全対策室課員 須部吉隆
担当者連絡先	054-686-0800
営業所一覧	<p>【静岡営業所】 静岡県静岡市駿河区下川原南2番30号</p> <p>【焼津営業所】 静岡県焼津市塩津294-5</p> <p>【掛川営業所】 静岡県掛川市葛川452-1</p>
車庫数	3棟（上記3営業所）
休憩、仮眠施設	同上
届出運賃	公示運賃
バス協会加盟	一般社団法人静岡県バス協会
安全管理規程	設定有り 国土交通省への届出有り
運輸安全マネジメント	内部監査有り
セミナー受講	有り
教育、研修回数	<p>【静岡営業所】 運転者 9回 研修 2回 運行管理者 4回 研修 1回 整備管理者 2回 研修 1回</p> <p>【焼津営業所】 運転者 9回 研修 2回 運行管理者 4回 研修 1回 整備管理者 2回 研修 1回</p> <p>【掛川営業所】 運転者 9回 研修 2回 運行管理者 4回 研修 1回 整備管理者 2回 研修 1回</p>

正社員乗務員数	静岡25名 焼津15名 掛川10名
正外乗務員数	静岡12名 焼津6名 掛川6名
正社員平均勤続年数	静岡11年 焼津9年 掛川6年
平均給与水準	A ※賞与含む
運行管理者選任数	静岡4名(補助6名) 兼務1名(兼務6名) 焼津4名(補助6名) 兼務1名(兼務6名) 掛川4名(補助3名) 兼務1名(兼務3名)
整備管理者選任数	静岡1名(補助11名) 焼津1名(補助6名) 掛川1名(補助6名)
保有台数	83台 静岡 大型28 中型6 小型5 計39 焼津 大型20 中型3 小型1 計24 掛川 大型16 中型3 小型1 計20
最新車齢	大型 2018年式 中型 2009年式 小型 2006年式
最古車齢	大型 1991年式 中型 1999年式 小型 1998年式
ドライブレコーダー装着車両台数	大型64 中型12 小型7(全車装着)
デジタルタコグラフ搭載車両数	大型64 中型12 小型7(全車搭載)
ASV搭載車両数	大型15 中型0 小型0
主たる運行形態	観光輸送(昼間) *全車共通
保険の加入情報	対人無制限 対物300万 *全車共通

今後も「運輸の安全安心」に、
役員・従業員が
一丸となって取り組んで参ります。

当社の「安全」への取り組みに関しまして、
ご意見・ご要望などがございましたら、ご連絡くださいませ。

【ご連絡先】

総務部総務課 (054) 257-7600

2018年度 運輸安全報告書
静鉄ジョイステップバス株式会社
安全対策室
〒421-0117
静岡市駿河区下川原南2番30号
<http://www.joystep.co.jp/company/contact.html>

2019年6月発行